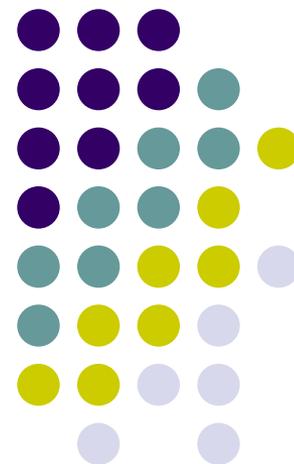


花見川地区学校適正配置 地元説明会

主催：千葉市教育委員会企画課



花見川地区学校適正配置 地元説明会



- 1 千葉市の学校の状況
- 2 千葉市学校適正配置実施方針の概要
- 3 花見川地区の学校の状況と適正配置の方向性
- 4 今後の予定

主催：千葉市教育委員会企画課



千葉市の学校の状況

平成22年5月1日現在

市立学校数

小学校 120校

中学校 57校

特別支援学校
2校

市立高等学校
2校

児童生徒数

小学校 52,188人

中学校 23,049人

特別支援学校 146人

高等学校 1,928人

教職員数

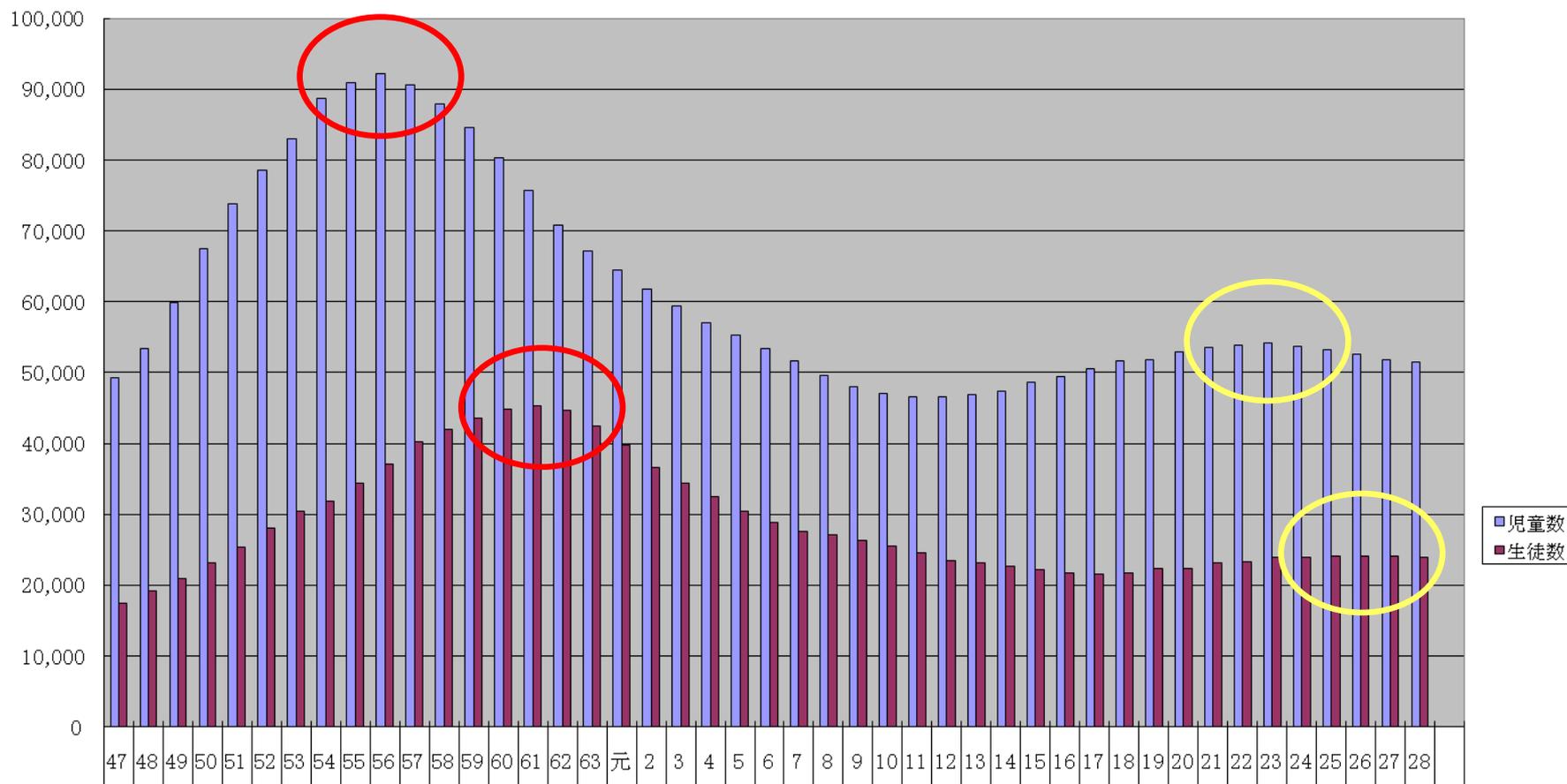
小学校 2,742人

中学校 1,510人

特別支援学校 127人

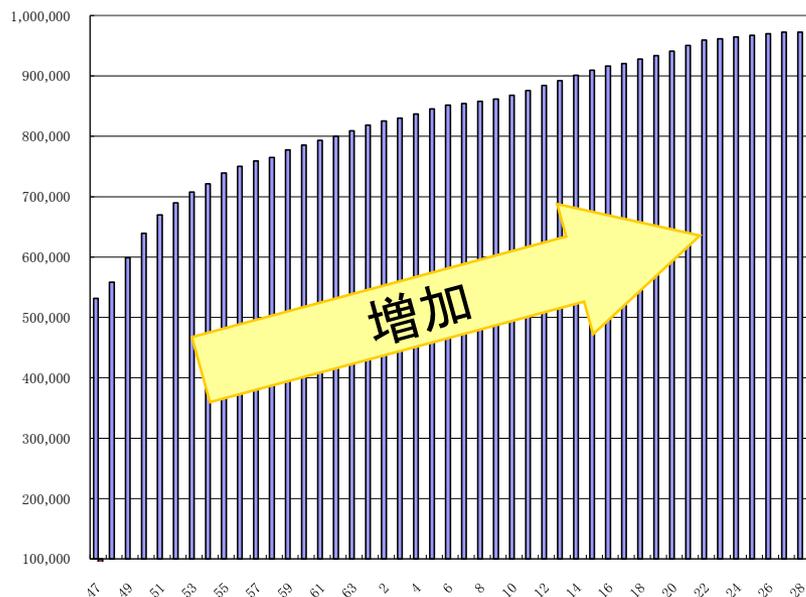
高等学校 153人

千葉市の児童生徒数の推移

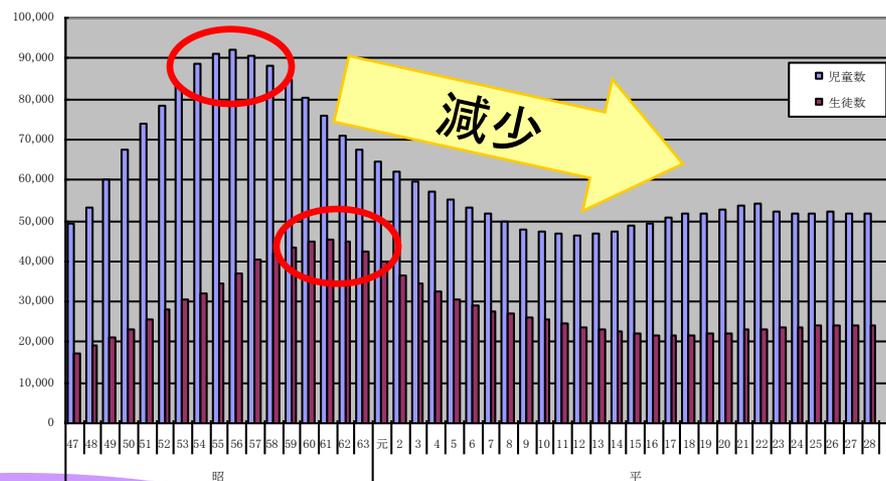




千葉市の人口の推移



千葉市の児童生徒数の推移



少子化・高齢化
(児童数・生徒数の減少)



千葉市の学校の状況(規模別)

平成22年5月1日現在

	1 2学級未満の小・中学校		2 5学級以上の小・中学校	
	小学校	中学校	小学校	中学校
中央区	5校(26.3%)	5校(55.6%)	2校(10.5%)	0校
花見川区	8校(34.8%)	5校(45.5%)	1校(4.3%)	0校
稲毛区	2校(12.5%)	3校(42.9%)	3校(18.8%)	0校
若葉区	11校(55.0%)	5校(50.0%)	2校(10.0%)	0校
緑区	4校(25.0%)	2校(28.6%)	1校(6.3%)	1校(14.3%)
美浜区	15校(57.7%)	9校(75.0%)	5校(19.2%)	0校
千葉市全体	45校(37.5%)	29校(51.8%)	14校(11.7%)	1校(1.7%)

特別支援学級を除く学級数による区分

()内は該当区の学校数に対する割合



千葉県学校適正配置実施方針概要

I 実施方針策定に当たって

1 実施方針策定の趣旨
子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を目的とした学校適正配置を推進するため、実施方針を策定する。

2 実施方針策定に向けた背景

- 本市の多くの小学校・中学校が小規模校化する一方、地域によっては開発等に伴い大規模校化が進むなど、居住地域による教育環境の不均衡が生じている。
- 平成16年度から2年間にわたり、学校規模の適正化に向け、市内5か所、10校の小学校を対象に第1次学校適正配置に取り組み、平成18年4月に花島小学校が開校。
- 第1次の取り組みの課題（「規模だけでなく配置からの検討の必要性」「学校と地域の関係を考慮することの必要性」「将来を究極した学校適正配置計画の必要性」）を踏まえ、平成18年度からは第2次の取り組みをスタートさせ、平成19年3月、「第2次千葉県学校適正配置検討委員会」による適正配置に向けた答申を受ける。

3 千葉市の教育施策上の必要性
学校適正配置の推進により、活力ある学校づくりをとおして、「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校」の実現を図る。

II 適正配置に向けての取り組みの基準

1 千葉市における学校の適正規模
○教育的な視点、学校運営の観点から、小・中学校ともに12～24学級の規模

2 千葉市における学校適正配置対象校
○12学級未満の学校を小規模校、25学級以上の学校を大規模校とし、将来にわたり適正化が望めない学校（平成28年度の推計）
・小規模校：小学校51校、中学校32校
・大規模校：小学校9校、中学校3校

3 千葉市小・中学校の学校適正配置
○通学距離は、小学校で概ね4km以内、中学校で概ね6km以内とし、統合を検討する際は、通学距離と時間に十分配慮する。

4 適正配置の取り組み方法
(1) 小規模校の適正配置
○統合及び学区調整の方法を基本とし、立地形態の区分ごとに、次のように適正配置の方法を検討

- ① **【Aパターン地域】** 複数の小規模校が集中する地域
・地域の枠組みを設定し、統合により適正配置を行う。その際、必要に応じて通学区域の調整を行う。
- ② **【Bパターン地域】** 小規模校が分散している地域
・学校の立地条件により、それぞれ次の方法により適正配置を行う。
 - [1] 隣接した箇所に大規模校がある場合⇒大規模校との通学区域の調整による適正配置
 - [2] 隣接した箇所に小規模校しかない場合⇒統合による適正配置
 - [3] 隣接した箇所に適正規模校がある場合で、
 - (a) 適正規模校が20学級以上の場合⇒学区調整等による適正配置
 - (b) 適正規模校が20学級未満の場合⇒統合等による適正配置
- ③ **【Cパターン地域】** 小規模校が点在している地域
・通学手段の検討による統合や、小中一貫教育校等の制度の導入などを検討する。

(2) 大規模校の適正配置
○近接する学校との通学区域の調整による適正配置

III 統合に伴う教育環境の整備

1 通学路の安全確保
①通学路の安全マップの作成
②セーフティウォッチ事業等の活用による児童・生徒の安全対応
③特段の安全確保を要する箇所が生じた場合、実情に応じて、スクールガードアドバイザー等の巡回・見回りを検討
④通学路状況による施設面での安全対策について、関係機関に要望

2 学校施設・設備の整備
①施設整備面において機能的に新設校と同等程度の整備
②大規模改修を基本としたリニューアル
③耐用年数等により大規模改修できない場合には改築を検討

3 教員等の配置
①スムーズな学校運営と安定した教育実践が行われるよう、学校の実情を踏まえ、必要な場合には、増置教員・非常勤職員を配置
②近隣中学校との連携等により、統合後の小学校にスクールカウンセラーを派遣

IV 統合による跡施設利用の基本的な考え方

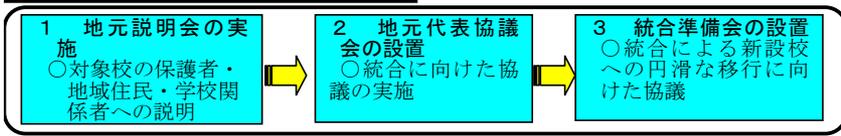
- 費用対効果を勘案し、有効活用することを原則として検討
- 有効活用にあたっては、地元の要望に配慮するとともに、全市的な行政施策との調整を図りながら利用計画を策定
- 有効活用後、残った跡施設を処分（売却）する場合は、処分（売却）益を教育施設等の整備・充実のために優先的に活用

教育環境の改善

教育の質の充実

地域の活性化

V 統合による適正配置の進め方



VI 適正配置に向けたスケジュール

平成19年度	平成20年度	平成21年度～
	【Aパターンの地域】美浜地区・大規模校	
	【Aパターンの地域】花見川・千城台地区	【Bパターンの地域】
		【B・Cパターンの地域】



学校適正配置の目的

教育環境の改善

豊かな人間関係を通して、
社会性や個性を育む環境

教育の質の充実

多様な学習活動の場の保障
教員の資質向上

地域の活性化

学校を核にした地域コミュニティの
活性化

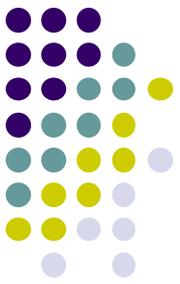


小規模校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">○子どもどうしが、お互いの性格をよく理解して、まとまりやすい。○学校行事では、出場・出演回数も多いので、行事への参加意識が高まる。○運動場・体育館などの施設や特別教室の活用、及び運動用具・教材・教具の利用が十分にできる。○アットホームで和やかな雰囲気環境ができる。○時間をかけた丁寧な指導ができる。	<ul style="list-style-type: none">○クラス替えができず、入学から卒業まで同一クラスで過ごす学年ができる。○学習班の数に限りがあるので、他の班との比較があまりできない。○体育では、集団ゲームがミニゲームにならざるを得ず、チーム数が少なく、相手も同じなので意欲をなくしがちである。○小学校では、専科教員を配置できない。○中学校において、部活動数に限りがある。

適正配置を検討するポイント①

「学校の規模」



適正規模は
小・中学校とも
12～24学級

- 1 児童・生徒、教員間において、豊かな人間関係を育むことができること
- 2 学習形態に応じた指導や総合的な学習の時間における様々な学習活動などを展開できること
- 3 小学校では専科教員、中学校では生徒指導担当職員を配置できること



適正配置を検討するポイント②

「地域における学校の配置」

通学距離は
小学校はおおむね4km以内
中学校はおおむね6km以内

統合を検討する際には、通学距離・時間とあわせて
通学時の安全や子どもたちの負担も十分配慮する



適正配置の取り組み方

小規模校の適正配置については、
統合及び通学区域の調整を基本とし、立地形態ごとに分類

大規模校の適正配置については、
隣接する学校との通学区域の調整を基本とする



統合に伴う教育環境の整備

- 1 関係機関との連携による通学路の安全確保**
(統合校安全指導員の配置)
- 2 校舎の大規模改修等、学校施設・設備の整備**
- 3 教職員の適切な配置**
(統合に伴う教員の加配・スクールカウンセラーの配置)

大規模改修した花島小学校



大規模改修した花島小学校





統合に伴う教育環境の整備

3. 教職員の適切な配置

(統合に伴う教員の加配・スクールカウンセラーの配置)

- 特別支援学級や子どもルーム等については、引き続き設置
- 子どもルームの新規開設はこれまでの考え方を継続



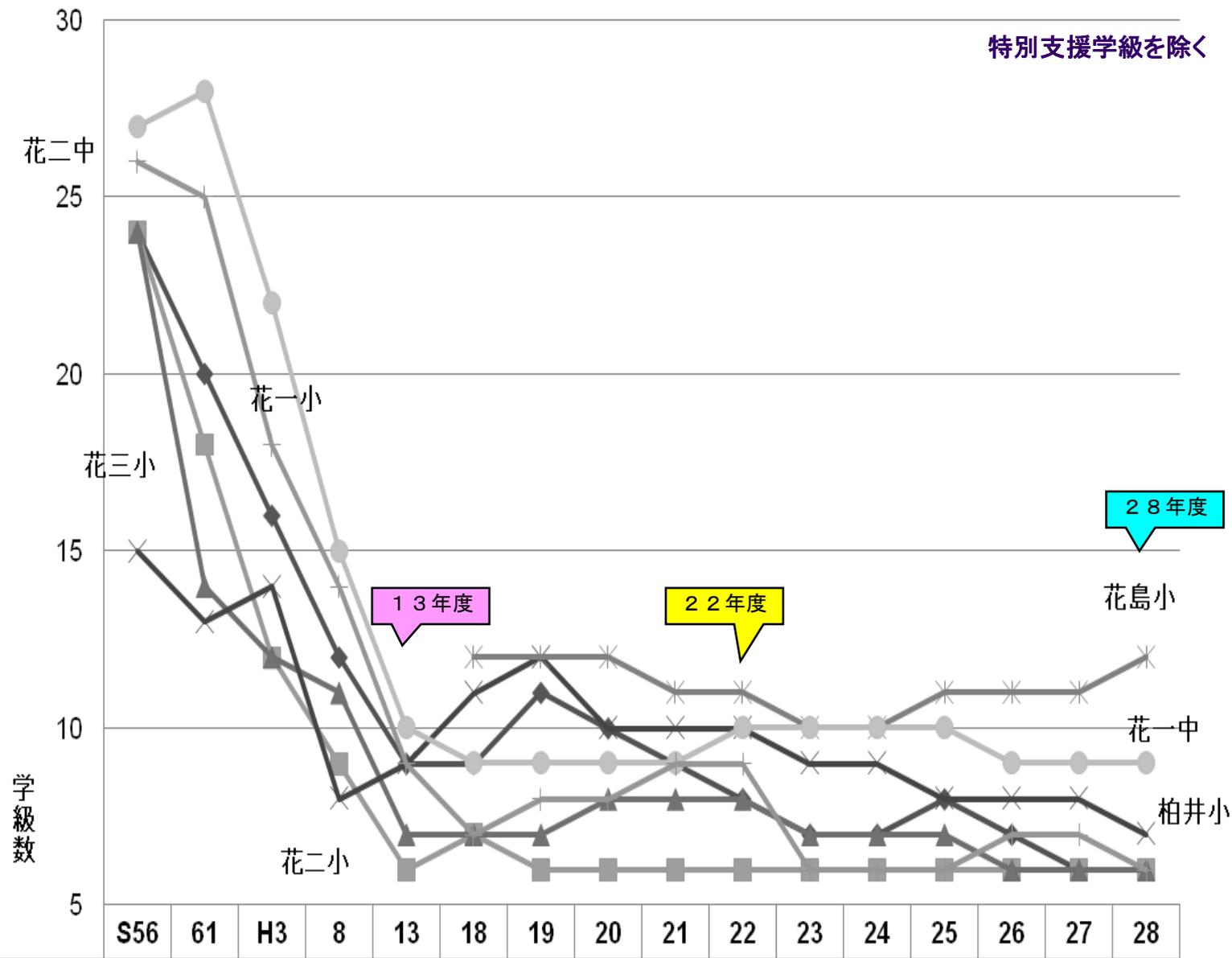
跡施設利用の基本的な考え方

- 1 費用対効果を勘案し、有効活用することを原則として検討
- 2 有効活用にあたっては、地元の要望に配慮するとともに、全市的な行政施策との調整を図りながら利用計画を策定
- 3 有効活用後、残った跡施設を処分(売却)する場合は、処分(売却)益を教育施設等の整備・充実のために優先的に活用

花見川地区小・中学校の学級数の推移



特別支援学級を除く





花見川地区の児童生徒数の推計

平成22年5月1日現在

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	児童数	学級数												
第一小	230	8	212	7	213	7	214	8	199	7	188	6	185	6
第二小	154	6	143	6	133	6	126	6	123	6	111	6	107	6
第三小	203	8	192	7	181	7	181	7	160	6	150	6	141	6
柏井小	246	10	232	9	226	9	219	8	219	8	219	8	190	7
花島小	259	11	261	10	268	10	279	11	276	11	275	11	286	12

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	生徒数	学級数												
第一中	341	10	360	10	343	10	319	10	271	9	273	9	267	9
第二中	232	9	231	6	225	6	205	6	209	7	213	7	216	6

特別支援学級の児童・生徒数、学級数を除く

花見川地区の児童生徒数の推計



平成28年度の推計

学校規模のみで考えると

小学校(5校)

合計909人



小学校**2**校

①450人(12学級)

②450人(12学級)

適正規模

中学校(2校)

合計483人



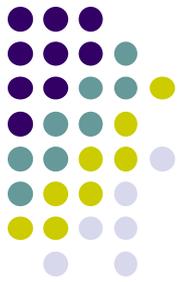
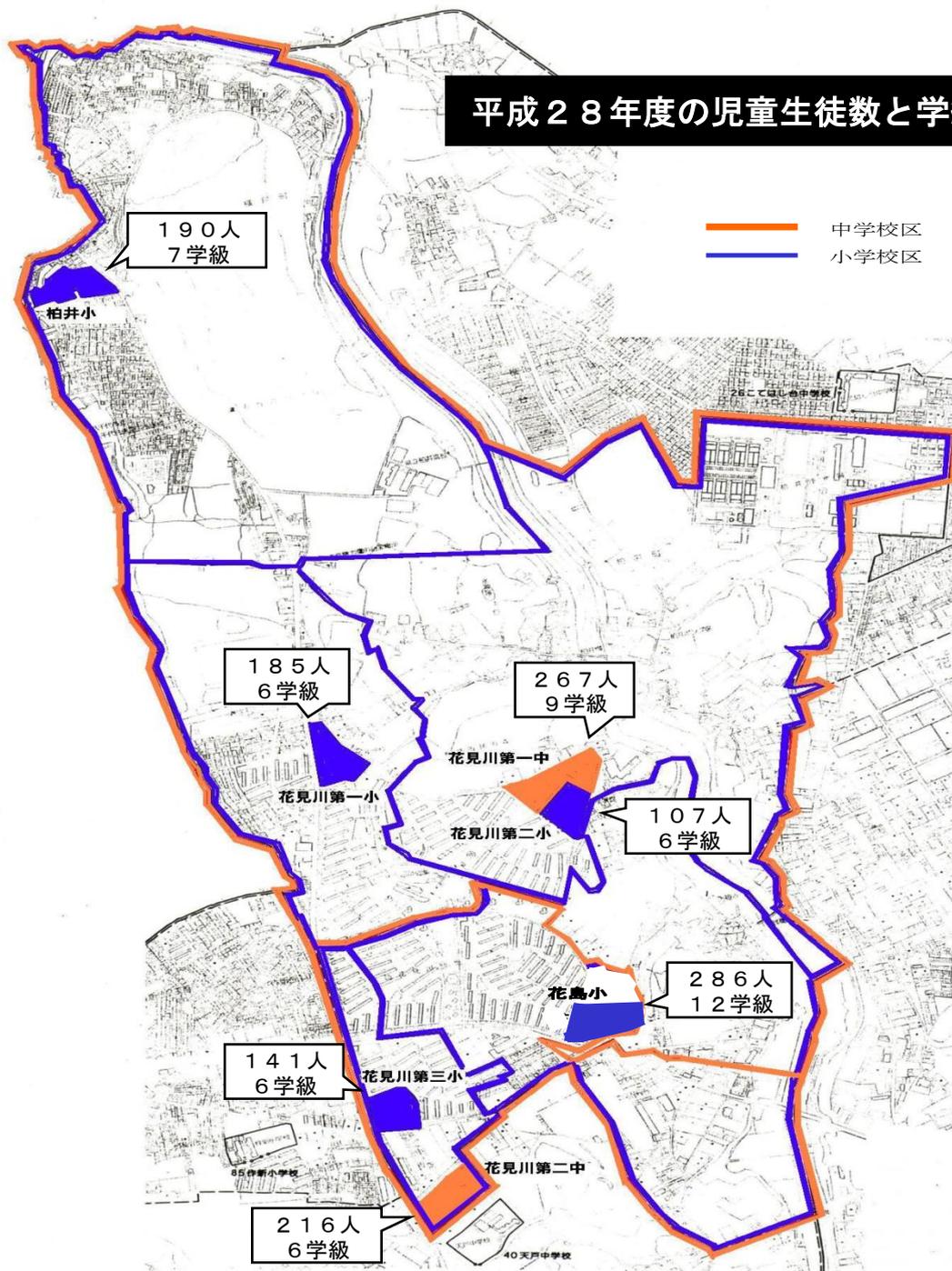
中学校**1**校

①480人(13学級)

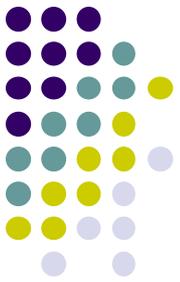
あくまで児童・生徒数のみから算出したものであり、

実際は通学距離や地域の実態など様々な観点から考えていく。

平成28年度の児童生徒数と学級数（推計）



花見川地区 学校適正配置の進め方



1 地元説明会の実施

保護者や地域の方、学校関係者への説明

2 地元代表協議会の設置

適正配置の必要性等の協議

3 統合準備会の設置

新設校への円滑な移行に向けた協議



地元代表協議会委員(案)

- 第22地区町内自治会連絡協議会会長
- 花見川第一中学校区青少年育成委員会会長
- 花見川第二中学校区青少年育成委員会会長
- 各小学校区の自治会代表(5名)
- 各小・中学校の保護者会・PTA代表(7名)
- 各小・中学校の学校評議員代表(7名)

花見川地区学校適正配置 地元説明会

主催：千葉市教育委員会企画課

